

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人フォイボス
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年11月25日、26日及び令和7年1月15日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事会及び評議員会の議事録を正確に作成すること。
- ・ 会計責任者と出納職員は異なる者を任命するなど、法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	理事会及び評議員会の議事録について、次のような不備があった。 ＜理事会＞ ①出席した理事及び監事は議事録に記名押印するとされているところ、記名されていたが、一部の者について押印されていなかった。また、議事録の作成日が記載されていなかった。 ②令和5年度第2回理事会議事録について、出席した理事及び監事が欠席、欠席した監事が出席として記載され、記名押印も同様に出席した理事及び監事と欠席した監事が入れ替わって処理されていた。 ＜評議員会＞ ①出席した評議員及び理事が記名押印するところ、記名されていたが、一部の者について押印されていなかった。 ②評議員会議事録の標題を手書きで修正していたが、議事録署名人の確認印がなかった。 ③評議員総数が7名であるところ、5名と記載されていた。 ④評議員を委員と記載されていた。 については、理事会及び評議員会の議事録は、対外的に法人の意思決定の経過、議事内容を示す唯一のものであるため、正確に作成すること。 (法第45条の11、第45条の14)(規則第2条の15、規則第2条の17)(定款第14条第2項、第27条第2項)	議事録の作成段階及び理事、監事及び評議員への記名押印等の確認体制が不十分であり、議事録作成時には正確な事務処理を行えるよう、複数人体制での作成及び確認を行う。 議事録の不備については、令和6年度議事録について、再度確認し、修正を行い、押印についても再度確認していただいた。
2	理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔	毎会計年度、4か月を超える

	で2回以上、自己の職務の執行状況についての報告（以下「業務執行報告」という。）を理事会に行わなければならないところ、令和5年度は業務執行報告を行っていることが議事録では確認できなかった。 ついては、理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するとともに、報告したことがわかるように議事録に記載すること。 なお、業務執行報告は、理事会への報告の省略によることはできず、理事会を開催の上報告しなければならないことに留意すること。 （法第45条の14第9項により準用する一般法人法第98条） （法第45条の16第3項）（定款第17条第3項）	間隔で2回以上、理事長の業務執行報告を行っていないかった。 ついては、次期会計年度から、定期的な報告を行う。
3	社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、決算額が予算額を大きく超過している科目があった。 （具体例） ・保険料支出 予算：400,000 円 決算：868,560 円 ・保守料支出 予算：250,000 円 決算：524,491 円 ついては、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。 なお、補正予算を編成することを要しない軽微な乖離の範囲については、規程等において定めておくのが望ましい。 （留意事項2（2））（経理規程第21条）	補正予算等を正確に行い、事前に支出する費用に必要な予算を確保する。 また、補正予算を調製することを要しない軽微な乖離の範囲について、経理規程に定めることも検討する。
4	計算書類の附属明細書について、以下の不備があった。 ①拠点区分資金収支計算書及び事業活動計算書において、補助金事業収入（収益）として58,218,000 円、補助金事業収入（収益）（公費）として3,703,500 円が計上されているが、補助金事業等収益明細書には記載されていないかった。 ②基本金明細書について、拠点区分ごとの内訳が記載されていないかった。 ③積立金・積立資産明細書について、設備等整備積立金が記載されているが、対応する積立資産が記載されていないかった。また、前期末残高（31,113,496 円）と拠点区分貸借対照表の前年度末価額（31,113,229 円）が一致していないかった。 ④拠点区分資金収支明細書の本部サービス区分において、当期末支払資金残高に182,280 円	附属明細書を作成する際に、正確な転記が行われていないにも関わらず、不備のある状態で作成しており、正確な事務が行われていなかった。 ついては、当年度決算時には、複数人体制での確認を行い、正確な処理を行う。

	のマイナスが発生し、これを軽費老人ホームサービス区分から本部サービス区分へサービス区分間繰入により実質的な資金の補充が行われているが、このことが拠点区分資金収支明細書及びサービス区分間繰入金明細書に反映されていなかった。 ついては、計算書類との整合性を図るとともに、様式に従って附属明細書を正確に作成すること。 なお、①は前回も文書指摘しており、その際、貴法人は「附属明細書の確認を行い、次年度決算において、正確な処理を行う。」旨回答されているものの改善されていないので、原因を分析し、再発防止策を講じた上で必ず改善すること。 (会計省令第2条)(運用上の取扱い26)	
5	計算書類に対する注記について、以下のような不備があった。 ①法人全体用の注記の「9.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の項目において、当期末残高欄の価額が法人全体貸借対照表の計上額と一致していないものがあった(「その他の固定資産」の建物とその他の固定資産)。 ②拠点区分用の注記の「8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の項目において、当期末残高欄の価額が法人全体用の注記と一致していないものがあった(「その他の固定資産」の建物とその他の固定資産)。また、減価償却累計額欄に記載されておらず、取得価額欄に当期末残高と同じ金額が記載されていた。 ついては、計算書類に対する注記について、計算書類との整合性を図るとともに、様式に従って正確に記載すること。 (運用上の取扱い25)	計算書類に対する注記について、様式に従って正確に転記されているかの確認を行い、計算書類との整合性を図る。 また、作成時のチェック体制の改善にも努める。
6	施設整備等積立金に係る勘定科目について、計算書類及び附属明細書において名称が統一されていなかった。 ・法人単位貸借対照表：設備等整備積立金、施設・設備等積立資産 ・拠点区分資金収支計算書：施設・設備整備積立資産取崩収入、施設・整備等積立資産支出 ・積立金・積立資産明細書：設備等整備積立金 ついては、積立金の名称は、適切な勘定科目を用いて、計算書類間並びに計算書類及び附属	施設整備積立金について、勘定科目が同一のものが別の名称で会計システムに登録されていた。 ついては、登録を同一の名称とし修正を行った。

	明細書の間で整合性を図ること。 なお、本件は前回も口頭指摘しており必ず改善すること。 (運営費局長通知 3 (2))	
7	事業活動計算書において、以下のような不備があった。 ① 拠点区分事業活動計算書の前年度決算の次期繰越活動増減差額 (30,461,395 円)、前期繰越増減差額 (31,216,919 円) 及びその他のサービス活動外収益 (572,523 円) が、法人単位事業活動計算書の前年度決算の次期繰越活動増減差額 (1,816,301 円)、前期繰越増減差額 (2,571,823 円) 及びその他のサービス活動外収益 (572,525 円) と一致していなかった。また、拠点区分事業活動計算書の当年度決算の前期繰越増減活動差額 (30,461,395 円) と法人単位事業活動計算書の当年度決算の前期繰越増減活動差額 (1,816,301 円) も一致していなかった。 ついては、社会福祉法人会計基準に従った適切な計算書類を作成すること。 なお、一致していなかった理由は、令和 3 年度末に事業譲渡により廃止した公益事業区分に係る借入金が他会計に適正に移管できていないにもかかわらず、公益事業区分の会計を適正に経理しなかったため生じたものである。 ついては、廃止した事業区分に係る借入金など負債や資産が残っている場合は、関連する他の事業区分に当該負債や資産の移管が完了するまでは廃止された事業区分の会計を閉鎖できないことに留意すること。 (会計省令第 2 条、第 23 条) (経理規程第 6 条、第 10 条)	廃止された公益事業区分の借入金の処理を令和 5 年度に寄附金として処理を行っていたにも関わらず、廃止した事業として考えており、公益事業区分の資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表等の計算書類を作成しておらず、決算として報告していなかった。令和 6 年度決算においては、拠点区分事業活動計算書と法人単位事業活動計算書の次期繰越増減活動差額と前期繰越活動増減差額の整合性を図った。 ついては、廃止した事業区分に係る借入金など負債や資産が残っている場合は、関連する他の事業区分に当該負債や資産の移管が完了するまでは廃止された事業区分の会計を閉鎖できないことに留意し、適切に処理をする。
8	会計責任者と出納職員に同一の者が任命されていた。また、経理規程においては統括会計責任者を置くこととなっているが任命されていない。 ついては、会計責任者は出納職員を監督する立場であるとともに、同一の者が兼務することにより会計処理における内部牽制が働かなくなることから、別々の者を任命すること。また、統括会計責任者については、経理規程に従い任命するか、設置を要しないと判断する場合は社会福祉法人モデル経理規程を参照して経理規程を改正すること。 なお、本件は会計責任者と出納職員が同一の者であることについては、前回も文書指摘しており、その際貴法人は「職員の不足等もあり、	令和 7 年 4 月 1 日より、事務員 1 名を出納職員として採用することが決定した為、会計責任者及び出納員の 2 人体制で会計業務を行う。 統括会計責任者は、施設長とする。

	同一の者を担当としていた。職員確保を急務とし、採用され次第複数人体制での会計処理を行う環境を整えることに努める。」旨回答されているものの改善されていないので、必ず改善すること。 おって、本件指摘を含め他の会計管理に関する指摘のとおり、会計事務処理の体制が脆弱であることを要因とすると思われる不備が多数見受けられるので、早急に適正な会計事務処理が行える体制を整備すること。 (留意事項 1 (1) (2)) (経理規程第 8 条)	
9	経理規程の計算書類の注記に関する規定において、「合併又は事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」が規定されていなかった。 ついては、所要の規定の整備を行うこと。 なお、本件は前回も口頭指摘しており、必ず改善すること。 (会計省令第29条第 1 項第15号) (経理規程第 62条)	経理規程の改正を行い、「合併又は事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」を注記に関する規定に規定する。
10	小口現金の限度額は、サービス区分ごとに 10 万円と規定されているが、残金が 10 万円を超えている日が見受けられた。 ついては、小口現金は限度額以内で取り扱うこと。 なお、本件は前回も口頭指摘しているものの改善されていないので、原因を分析し、再発防止策を講じた上で必ず改善すること。 (経理規程第28条)	まとまった支出がある予定で小口現金を追加したが、支出する事案がなくなってしまう、残高が超過してしまった。小口現金の引出の際は残高を確認し行う。 また、小口現金の管理についても複数人体制で行うものとする。